

# 軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正により、自動車関係税制の見直しが行われました。この改正を踏まえて、市税条例についても改正を行い、軽自動車税の税率を変更しました。

▶ 問合せ 税務課 市民税係 (☎95-0116)

## 1. 原動機付自転車・二輪車等 ◆平成28年度から新税率が適用されます。

| 車種区分     |                         | 税額（年額）   |          |
|----------|-------------------------|----------|----------|
|          |                         | 平成27年度まで | 平成28年度以降 |
| 原動機付自転車  | 50cc以下                  | 1,000円   | 2,000円   |
|          | 50cc超～90cc以下            | 1,200円   | 2,000円   |
|          | 90cc超～125cc以下           | 1,600円   | 2,400円   |
|          | ミニカー                    | 2,500円   | 3,700円   |
| 軽二輪      | 125cc超～250cc以下（側車付きを含む） | 2,400円   | 3,600円   |
|          | トレーラー                   | 2,400円   | 3,600円   |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超                  | 4,000円   | 6,000円   |
| 小型特殊自動車  | 農耕作業用車                  | 1,600円   | 2,400円   |
|          | その他（フォークリフト等）           | 4,700円   | 5,900円   |

## 2. 三輪車・四輪以上の軽自動車

◆平成27年4月1日以降に「最初の新規検査を受けた車両」から新税率が適用されます。

※「最初の新規検査」とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

◆平成28年度から「最初の新規検査から13年を経過した車両」について新税率が適用されます。

| 車種区分 |    |     | 平成26年度まで | 平成27年度以降                   |                           | 平成28年度以降               |
|------|----|-----|----------|----------------------------|---------------------------|------------------------|
|      |    |     |          | 【A】最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両 | 【B】最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両 | 【C】最初の新規検査から13年を経過した車両 |
| 軽四輪  | 乗用 | 自家用 | 7,200円   | 7,200円                     | 10,800円                   | 12,900円                |
|      |    | 営業用 | 5,500円   | 5,500円                     | 6,900円                    | 8,200円                 |
|      | 貨物 | 自家用 | 4,000円   | 4,000円                     | 5,000円                    | 6,000円                 |
|      |    | 営業用 | 3,000円   | 3,000円                     | 3,800円                    | 4,500円                 |

- ・平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両は、最初の新規検査から13年を経過するまでは「表中【A】」の税額です。
- ・平成27年4月1日に最初の新規検査を受けた車両は、平成27年度から「表中【B】」の税額となります。
- ・平成27年4月2日以降に最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度からの課税となり、最初の新規検査から13年を経過するまでは「表中【B】」の税額となります。
- ・平成14年12月までに最初の新規検査を受けた車両は、平成28年度から「表中【C】」の税額となります。（電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車は除きます。）

## 3. 軽自動車税のグリーン化特例

◆平成27年4月1日～平成28年3月31日までに新規取得した場合、一定の性能を有する環境負荷の小さい車両について、平成28年度分の軽自動車税に限り軽減されます。

| 最初の新規検査の期間 |    |     | 平成27年4月1日～平成28年3月31日                              |  |  |
|------------|----|-----|---|--|--|
| 対象車        |    |     | 平成28年度のみ適用  |  |  |
|            |    |     | ・電気自動車<br>・天然ガス自動車<br>(平成21年排出ガス規制<br>NOx10%以上低減) | ・乗用車は、H32年度燃費<br>基準+20%達成車<br>・貨物車は、H27年度燃費<br>基準+35%達成車 | ・乗用車は、H32年度燃費<br>基準達成車<br>・貨物車は、H27年度燃費<br>基準+15%達成車 |
| 軽四輪        | 乗用 | 自家用 | 2,700円  | 5,400円   | 8,100円   |
|            |    | 営業用 | 1,800円  | 3,500円   | 5,200円   |
|            | 貨物 | 自家用 | 1,300円  | 2,500円   | 3,800円   |
|            |    | 営業用 | 1,000円  | 1,900円   | 2,900円   |

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。